

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

規則
秋田県財務規則の一部を改正する規則(四五・財政課)

規 則

目 次

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十五号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「地方部、北秋田地方部大館地区総合事務所」を「地域振興局総務企画部出納室、北秋田地域振興局大館地区総合事務所」に改め、同項第十三号中「(県議会事務局総務課広報資料室)を、(地域振興局)に、(県議会図書室に属すべき図書に係る)第三条第一項第一号の表(五)に関する事項に限り県議会事務局総務課広報資料室の班長」を「総務企画部総務経理課の各総務班長及び北秋田地域振興局大館地区総合事務所の総務班長」に改める。

第三条第一項第一号の表(五)の項中、「億五、〇〇〇万円」を「二億円」に改め、同表(五)の項中、「始動票札及び別に定めるもの」を「及び始動票札」に改め、「需用費」の下に「及び役務費」を加え、同表の備考第三号中、「(県議会事務局総務課を除く。)」を削り、同表の備考第四号中「県議会事務局総務課にあつては、」を「県議会事務局における」に、「(県議会事務局総務課広報資料室長専決事項)を、(県議会事務局政務調査課長専決事項)とし、「総務班長共通専決事項」とあるのは「県議会事務局政務調査課広報資料班長専決事項」に改め、同条第一項第五号に次のよう

に加える。

(四) 部局及び地方公所(東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所に限る。)の現金取扱員及び物品取扱員の任免に関すること。

第五条第二号の表(五)の項中、「又は契約締結同及びこれらの変更」を「及び契約締結同」に改め、同条第三号の表(一)の項中、「貸付期間一年以上で」を削り、「一〇〇万円以上」の下に「のものを減免しようとするとき。」を加え、「すべての事項」を「貸付料を減免しようとするとき。」に改める。

第六条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前二項の規定にかかわらず、県議会事務局における県議会図書室に属すべき図書に係る第三条第一号の表(五)に関する事項については、政務調査課長が不在の場合においてはその専決事項について政務調査課広報資料班長が、政務調査課広報資料班長が不在の場合においてはその専決事項について政務調査課長が代決することができる。

第七条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 普通財産の貸付けで、貸付期間が一年未満のもの又は貸付期間が一年以上で貸付料年額換算一件の金額が百万円未満のものに関すること。

第七条第二項中「地方部及び北秋田地方部大館地区総合事務所(以下「地方部等」という。)(の長)を「地域振興局長」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 地方公所(東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所を除く。)(及び物品公所における現金取扱員及び物品取扱員の任免に関する事務を、当該地方公所又は物品公所を所轄する地域振興局長に委任する。

第七条の二中「地方部副部長(北秋田地方部大館地区総合事務所)を「地域振興局総務企画部長(北秋田地域振興局大館地区総合事務所)に、「北秋田地方部大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」に改める。

第八条第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同条第二号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地域振興局の当該事務を所掌する部長又は事務所長の職にある者

第八条の二の見出し中「専決」を「決裁区分」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

第七条(地方公所の長等に対する委任)第一項及び第五項の規定により地域振興局長に委任された事務のうち、地域振興局長の決裁を要する事項及び部長、総務経理課長又は総務班長限りで専決処理できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特異の事項にあつては、部長専決事項にあつては地域振興局長の、総

務経理課長専決事項にあつては総務企画部長の、総務班長専決事項にあつては総務
 一 地域振興局長の決裁事項並びに部長、総務経理課長及び総務班長の専決事項
 経理課長の決裁を得なければならない。

<p>事 項</p>	<p>地域振興局長決裁事項</p>	<p>部長共通専決事項</p>	<p>総務経理課長専決事項</p>	<p>総務班長専決事項</p>
<p>(一) 歳入の調定に関する事</p>		<p>すべての事項</p>		
<p>(二) 納入通知、支出命令及び返納命令に関する事</p>			<p>総務班長専決事項以外の事項(食糧費(第三条第一項第一号の表(十)に規定する食糧費をいう。以下この表において同じ。)を除く。)で一件の金額五〇万円未満</p>	<p>第八十五条第二項第五号から第十号までに掲げる経費に係る事項、これらの経費を除く需用費(食糧費を除く。以下この表において同じ。)、役務費、使用料及び賃借料並びに公課費で一件の金額一〇万円未満のものに係る事項並びに旅費に係る事項</p>
<p>(三) 公金振替通知に関する事</p>		<p>すべての事項</p>		
<p>(四) 年度等の更正に関する事</p>		<p>すべての事項</p>		
<p>(五) 工事に係る支出負担行為何及び契約締結何に関する事</p>	<p>一件の金額五、〇〇〇万円以上二億円未満</p>	<p>一件の金額五、〇〇〇万円未満</p>		
<p>(六) 工事に係る契約の変更に関する事</p>	<p>増減額が五〇〇万円以上</p>	<p>増減額が五〇〇万円未満</p>		
<p>(七) 工事以外のものに係る支出負担行為何(支出負担行為何兼支出命令書により行うものを除く。)及び契約締結何並びにこれらの変更並びに物品の購入依頼に関する事</p>	<p>一件の金額一、〇〇〇万円以上(変更にあつては、一件の金額一、〇〇〇万円以上で増減額が一〇〇万円以上)</p>	<p>総務班長専決事項以外の事項で一件の金額一、〇〇〇万円未満(変更にあつては、一件の金額一、〇〇〇万円未満又は増減額が一〇〇万円未満)</p>		<p>需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに公課費で一件の金額一〇万円未満並びに旅費で五〇〇万円未満</p>
<p>(八) 工事以外のものに係る支出負担</p>				<p>第八十五条第二項第四号から第</p>

<p>行為何(支出負担行為何兼支出命令書により行うものに限る。)及びその変更に関すること。</p>			<p>総務班長専決事項以外の事項で一件の金額五〇万円未満</p>	<p>十号までに掲げる経費に係る事項</p>
<p>(九) 普通財産の貸付けに関すること。</p>		<p>すべての事項</p>		
<p>(十) 行政財産の目的外使用の許可に関すること。</p>		<p>すべての事項</p>		
<p>(十一) 物品の出納通知に関すること。</p>			<p>総務班長専決事項以外の事項で一件の金額五〇万円未満</p>	<p>一件の取得金額一〇万円未満(需用費及び役務費で購入したものに限り。)</p>
<p>(十二) 寄贈物品の受入れに関すること。</p>		<p>すべての事項</p>		
<p>(十三) 重要な物品の不用の決定に関すること。</p>		<p>すべての事項</p>		
<p>(十四) 物品の交換、譲与、減額譲渡及び貸付けに関すること。</p>	<p>一件の取得価格又は評価額三〇〇万円以上</p>			
<p>(十五) 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納通知に関すること。</p>		<p>保管金の払出通知以外のすべて</p>		

二 総務企画部長専決事項

- (一) 前号の表(二)、(八)及び(五)に掲げる事項のうち、部長共通専決事項、総務経理課長専決事項及び総務班長専決事項以外の事項
- (二) 物品の取得、管理及び処分に関する事項のうち、前号の表(七)及び(十)から(十四)までの地域振興局長専決事項、部長共通専決事項、総務経理課長専決事項及び総務班長専決事項以外の事項

2 前項の規定にかかわらず、第七条(地方公所の長等に対する委任)第一項及び第五項の規定により地域振興局長に委任された事務のうち、次の各号に掲げるもの

- (一) 地域振興局長専決事項及び総務班長専決事項を除き、第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、前項第一号の表(五)から(七)までに掲げる事項に限る。(一)については、当該各号に定める者が専決できるものとする。
 - 一 北秋田地域振興局大館地区総合事務所に属する事務並びに北秋田地域振興局総務企画部県税課及び北秋田地域振興局大館福祉環境部についての前項第一号の表(二)、(八)、(十)及び(五)に掲げる事項 北秋田地域振興局大館地区総合事務所長
 - 二 秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所に属する事務 秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所長

三 仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所に属する事務 仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所長

四 地域振興局のダム管理事務所に属する事務 地域振興局のダム管理事務所長
 第七条(地方公所の長等に対する委任)第二項の規定により地域振興局長に委任された事務のうち、総務企画部長、総務企画部出納室長及び総務企画部出納室の出納を担当する班長限りで専決できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 総務企画部長専決事項
- (一) 一件の金額が百六十万円を超え五百万円未満の物品要求伝票に基づく購入伺及び契約締結伺に関する事。
- (二) 一件の金額が五十万円以上の共通物品の支出命令に関する事。

- 二 総務企画部出納室長専決事項
- (一) 一件の金額が十万元以上百六十万円以下の物品要求伝票に基づく購入伺及び契約締結伺に関する事。
- (二) 一件の金額が十万元以上五十万円未満の共通物品の支出命令に関する事。

- 三 総務企画部出納室の出納を担当する班長の専決事項
- (一) 一件の金額が十万円未満の物品要求伝票に基づく購入伺及び契約締結伺に関する事。
- (二) 一件の金額が十万円未満の共通物品の支出命令に関する事。

第八条の二第六項中「委任」第一項の下に「及び第五項」を、「により地方公所」の下に「(地域振興局を除く。)」を加え、「第三条(決裁区分)第一項の表の総務班長共通専決事項」を「第一項第一号の表の総務班長専決事項」に改め、同項の表中「建設事務所」及び

健康福祉センター、福祉事務所、保健所	総務企画課長
--------------------	--------

削り、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第四項」を「第五項」に、「博物館長」を「生涯学習センター所長」に、「第五項」を「第九項」に、「博物館の副館長」を「生涯学習センターの副所長」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第七条(地方公所の長等に対する委任)第四項の規定により地域振興局長に委任された事務については、総務企画部長が専決できるものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、第七条(地方公所の長等に対する委任)第二項及び第四項の規定により北秋田地域振興局長に委任された事務のうち、北秋田地域振興局総務企画部課、北秋田地域振興局大館福祉環境部及び北秋田地域振興局大館

地区総合事務所並びに北秋田地域振興局大館地区総合事務所が所轄する市町村の区域内の地方公所に係る事務について、第三項第一号及び第二号並びに前項の規定により総務企画部長又は総務企画部出納室長が専決できることとされた事項については北秋田地域振興局大館地区総合事務所長が、第三項第三号の規定により総務企画部出納室の出納を担当する班長が専決できることとされた事項については北秋田地域振興局大館地区総合事務所の出納を担当する班長が専決できるものとする。

- 6 第七条(地方公所の長等に対する委任)第一項及び第五項の規定により県立大学事務局長に委任された事務(第九項の規定により専決できることとされた事務を除く。)(のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める者が専決できるものとする。
- 一 県立大学事務局本荘事務室に属する事務 県立大学事務局本荘事務室長
- 二 県立大学事務局大瀧事務室に属する事務 県立大学事務局大瀧事務室長

建設事務所総務課長 及び 地方部県民室総務班長	地方部県民室長
-------------------------	---------

「、健康福祉センター総務企画課長、福祉事務所総務企画課長、」を削り、

図書館総務班長、近代美術館総務班長、博物館総務班長	副館長
---------------------------	-----

を

図書館総務班長、近代美術館総務班長	生涯学習センター総務班長
-------------------	--------------

「、」を削り、

代美術館総務副館長	副館長
-----------	-----

に、「地方部県民室」を「地域振興局」に、「博物館」を「生涯学習センター」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前条第一項から第五項まで」を「前条第六項から第八項まで」に改め、「地方部県民室の総務班長(第七条第二項の事務については、物品の調達を担当する班長)」を削り、「博物館」を「生涯学習センター」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次のように加える。

前条第一項及び第二項の規定により専決できるものとされた者が不在の場合にお

いては、次の各号に掲げる専決事項の区分に応じ、当該各号に定める者が代決することができる。

- 一 部長の専決事項 次に掲げる部の区分に応じ、次に定める者
 - (一) 次長を置く部 次長(次長が不在の場合は、主務課長)
 - (二) (一)以外の部 主務課長
 - 二 事務所長(北秋田地域振興局大館地区総合事務所長を除く。)の専決事項 地域振興局長
 - 三 北秋田地域振興局大館地区総合事務所長の専決事項 北秋田地域振興局大館地区総合事務所の総務班長
 - 四 総務経理課長の専決事項 当該事務を所掌する総務班長
 - 五 総務班長の専決事項 総務経理課長
- 2 前条第三項及び第五項の規定により専決できるものとされた者が不在の場合においては、次の各号に掲げる専決事項の区分に応じ、当該各号に定める者が代決することができる。
- 一 総務企画部長の専決事項(第七条(地方公所の長等に対する委任)第四項の事務を除く。) 総務企画部出納室長
 - 二 総務企画部出納室長の専決事項 総務企画部出納室の出納を担当する班長
 - 三 北秋田地域振興局大館地区総合事務所長の専決事項 北秋田地域振興局大館地区総合事務所の出納を担当する班長
 - 四 総務企画部出納室の出納を担当する班長の専決事項 総務企画部出納室長
 - 五 北秋田地域振興局大館地区総合事務所の出納を担当する班長の専決事項 北秋田地域振興局大館地区総合事務所長
- 第十条第一項第二号(一)中、「出納執行」の下に、「(次項第一号に掲げるものを除く。)」を加える。
- 第十一条第六項中「地方部県民室長の職にある出納員又は北秋田地方部大館地区総合事務所長」を「地域振興局総務企画部出納室長又は北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」に、「地方部の経理を担当する班長である副出納員又は北秋田地方部大館地区総合事務所の経理」を「地域振興局総務企画部出納室又は北秋田地域振興局大館地区総合事務所の出納」に改め、同条第七項中「県税事務所長」を「地域振興局総務企画部県税課長(秋田地域振興局にあつては、県税部長)」に、「当該県税事務所」を「当該県税課」に、「秋田県税事務所」を「秋田地域振興局」に、「納税課長」を「県税納税課長」に改め、同条第八項中「地方部又は北秋田地方部大館地区総合事務所の出納」を「地域振興局総務企画部出納室又は北秋田地域振興局大館地区総合事務所の出納」に、「地方部の県民室長又は北秋田地方部大館地区総合事務所長」を

「地域振興局総務企画部出納室長又は北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」に改める。

第十二条の表出納局管財課長の項中、「始動票札及び別に定めるもの」を「及び始

動票札」に改め、同表中

総務部	県税事務所	地方部	北秋田地方部大館地区総合事務所
税務課長	所長	地方部 県民室長	所長
当該課又は当該事務所に属する県税(秋田県県税条例による徴収金をいう。以下同じ。)の収納事務	当該室に属する出納長の事務(支払を除く。)		当該事務所に属する出納長の事務(支払を除く。)

を

地域	総務部	税務課長	当該課に属する県税(秋田県県税条例による徴収金をいう。以下同じ。)(の収納事務
総務企画部	総務企画部 県税課長 (秋田地域振興局にあつては、県税部長)		当該課(秋田地域振興局にあつては、県税部)に属する県税の収納事務
当該室に属する出			

に改める。

第十二条の二中「地方部県民室長又は北秋田地方部大館地区総合事務所長」を、「地域振興局総務企画部出納室長又は北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」に、「地方部県民室又は北秋田地方部大館地区総合事務所の経理」を、「地域振興局総務企画部出納室又は北秋田地域振興局大館地区総合事務所の出納」に改める。

振興局		出納室長	納長の事務（支払を除く。）
北秋田地域振興局大館地区総合事務所長	当該事務所に属する出納長の事務（支払を除く。）		

第十三条第一号の表中

地方部	北秋田地方部大館地区総合事務所	県税事務所
経理を担当する班長	経理を担当する班長	納税を担当する班長（秋田県税事務所にあつては、納税課長）
地方部県民室長の職にある出納員の事務を補助執行する。	北秋田地方部大館地区総合事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。	県税事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。

を

総務企画部県税課の納税を担当する班長（秋田地域振興局にあつては、県税部長）の職にある出納員の事務を補助執行する。	総務企画部県税課長（秋田地域振興局にあつては、県税部長）の職にある出納員の事務を補助執行する。
--	---

地域振興局	税課長	総務企画部出納室の出納を担当する班長	総務企画部出納室長の職にある出納員の事務を補助執行する。
北秋田地域振興局大館地区総合事務所の出納を担当する班長			北秋田地域振興局大館地区総合事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。

地方部	北秋田地方部大館地区総合事務所	県税事務所
地方部県民室長及び経理を担当する班長以外の職員（現業職員を除く。）	所長及び経理を担当する班長以外の職員（現業職員を除く。）	所長及び納税を担当する班長（秋田県税事務所にあつては、納税課長）以外の職員（現業職員を除く。）
上司の命を受けて、出納員、現金取扱員又は物品取扱員の事務を補助執行する。	上司の命を受けて、出納員、現金取扱員又は物品取扱員の事務を補助執行する。	上司の命を受けて、出納員の県税の収納事務を補助執行する。

を

に改め、同条第一号の表中

地域振興局	総務企画
北秋田地方部大館地区総合事務所	（秋田地 あつては に属する 税を担当 ） （秋田地 あつては 納税課長 員（現業 ） 除く。）
総務企画部出納室	総務企画 属する室 を担当す の職員）

部 県 税 課 域 振 興 局 に (県 税 部) 課 長 及 び 納 す る 班 長 域 振 興 局 に 、 部 長 及 び (以 外 の 職 職 員 を 除	上 司 の 命 を 受 け て 出 納 員 の 県 税 の 収 納 事 務 を 補 助 執 行 す る 。
部 出 納 室 に 長 及 び 出 納 る 班 長 以 外 現 業 職 員 を	上 司 の 命 を 受 け て 出 納 員 、 現 金 取 扱 員 又 は 物 品 取 扱 員 の 事 務 を 補 助 執 行 す る 。
域 振 興 局 大 合 事 務 所 に 長 及 び 出 納 る 班 長 以 外 現 業 職 員 を	

「政務調査課」に改め、同表中県税事務所の項を削り、地方公所の項を次のように改める。

地域振興局総務企画部 県税課(秋田地域振興 局にあつては、県税 部)に属する出納員以	地域振興局総務企画部県税課長(秋田地域 振興局にあつては、県税部長)の職にある 出納員の県税の収納事務及び地域振興局総 務企画部出納室長又は北秋田地域振興局大 館地区総合事務所長の職にある出納員の事
---	---

に改め、同条第三号の表真議会の項中「総務課」を

除く。

地方公所	外の職員(現業職員を 除く。)	務のうち当該県税課(秋田地域振興局にあ つては、県税部)に属する県税に係る歳入 歳出外現金の収納事務
職員のうちから知事が 命ずる者	当該地方公所に属する現金の収納(指定金 融機関等への払込みを含む。)に係る所轄 の地域振興局総務企画部出納室長又は北秋 田地域振興局大館地区総合事務所長の職に ある出納員の事務	

第十三条第四号の表地方公所及び物品公所の項中「地方部県民室長又は北秋田地方
部大館地区総合事務所長」を「地域振興局総務企画部出納室長又は北秋田地域振興局
大館地区総合事務所長」に改める。

第四十四条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 保育士登録申請手数料、保育士登録証の書換え交付申請手数料及び保育士登録
証の再交付申請手数料を徴収するとき。

第四十五条第二項各号列記以外の部分中「郵便官署」を「郵便局(郵政窓口事務の
委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十三号)第七条第一項に規定する委託事
務を行う施設を含む。以下同じ。)」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 郵便局を納入場所とすることができるもの
児童福祉費負担金

第五十六条及び第五十七条中「地方部県民室長又は北秋田地方部大館地区総合事務
所長」を「地域振興局長」に改める。

第六十六条の二第一項及び第六十九条第二項中「県税事務所長」を「地域振興局
長」に改める。

第七十二条第一項第一号に次のように加える。

(イ) 高清水園使用料

(ロ) 阿桜園使用料

(ハ) 水林通勤寮使用料

(ニ) 身体障害者更生訓練センター使用料

(ホ) 保育士登録申請手数料、保育士登録証の書換え交付申請手数料及び保育士登
録証の再交付申請手数料

第七十六条第一項中「翌月五日」の下に、「(特別の理由があると認めるものについ
ては、知事が指定する日)」を加える。

第八十五条第二項第七号中「ガス」の下に「及び複写機」を加える。

第九十三条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二百二十九条中「郵便官署」を「郵便局」に改める。

第四百四十八条中「県税事務所長」を「地域振興局総務企画部県税課長(秋田地域振興局にあつては、県税部長)」に改める。

第二百十八条第一項中「年八・二五パーセント」を「年三・六パーセント」に改め、同条第二項中「不足ある」を「不足がある」に改める。

第二百二十八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「年八・二五パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

第二百二十九条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「年八・二五パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

第二百九十条(見出しを含む。)及び第二百九十七条第二項中「郵便官署」を「郵便局」に改める。

第三百七条の二第二項中「地方部等の長(秋田地方部長)」を「地域振興局長(秋田地域振興局長)」に改める。

第三百三十五条の三第五号中「株券」を「株式」に改める。

第三百三十七条中「は、その所管する」を「又は課長等は、」に改める。

第三百三十九条の三第三項中「秋田地方部」を「秋田地域振興局」に、「所轄地方部等の長」を「所轄の地域振興局長」に改める。

第三百四十二条第一号中「及び地方部等の長」を「、地域振興局長及び北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」に改める。

第三百四十八条第二号中「地方部等」を「地域振興局及び北秋田地域振興局大館地区総合事務所」に改める。

第三百五十一条中「地方部等の長」を「地域振興局長又は北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」に改める。

第三百六十二条中第一号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三百八十六条の二第四号中「(昭和二十七年法律第七十二号)第二百四十一条」を「(平成十四年法律第五十四号)第二百四十二条」に改める。

第四百十四条第一号中「の専決」を「の決裁区分」に改める。
第四百十六号の表中「工事材料売却等承認申請書 第百九十六条」を「削除」に、「第二百七十九号」を「第二百七十七号」に、「第二百七十七号」を「第二百七十七号」に、「第二百七十七号」を「第二百七十七号」に改める。

十九号 一般物品要求伝票 第三百五十一条
十九号の二 契約内容通知書 第三百五十二条
書原簿 第三百六十二条
に、「削除」に改める。

別表第一中	各課長	各室長	各課
	情報ハイウェイ活用	チームリーダー	国際教養大学設 準備事務局長

長 各室長
置 コミュニティ活動推進チームリーダー
に改め、同表健康福祉部の項中「各チームリーダー」を

削り、同表生活環境文化部の項中「ふるさと美化推進チームリーダー」を「環境あきたアクションチームリーダー」に改め、同表農林水産部の項中「森林環境対策室長」を「各室長」に改め、「各チームリーダー」を削り、同表産業経済労働部の項中「雇用対策室長」を「各室長」に改め、同表県議会の項中「県議会事務局総務課広報資料室長」を削る。

別表第二総務部長の項中「地方部、北秋田地方部大館地区総合事務所、県税事務所」を「地域振興局」に改め、同表健康福祉部長の項中「健康福祉センター、福祉事務所、保健所」及び「健康福祉センターの支所及び出張所」を削り、同表農林水産部長の項中「総合農林事務所、仙北平野土地改良事務所、八郎潟基幹施設管理事務所」及び「総合農林事務所出張所」を削り、同表建設交通部長の項中「建設事務所、ダム管理事務所、芋川災害復旧事務所」及び「建設事務所出張所、ダム管理事務所出張所」を削る。

別表第二の二百四十一号から二百四十五号までを次のように改める。
別表第二の二百四十八号を次のように改める。
別表第二の二百四十八号を次のように改める。
別表第二の二百二十八号中「鳥獣飼養許可証」を「鳥獣飼養登録票」に改め、同表第二の二百二十二号を次のように改める。
別表第二の二百二十二号の次に次の一号を加える。
別表第二の二百二十二号の次に次の一号を加える。
別表第二の二百二十二号の次に次の一号を加える。

様式第四十二号及び様式第四十四号中「地方部長」を「地域振興局長」と改める。

様式第五十五号の三中 「様式第55号の3 誤表示確認書(第66条の2)

を
「様式第55号の3 誤表示確認書(第66条の2)

A4判 Ⅱ 「県政事務所長」を「地域振興局長」と改める。

様式第二百二十九号を次のように改める。

様式第129号 隔地払通知書(送金通知)(第129条)

A5判

隔地払通知書
(送金通知)

標記金額を隔地払の支払場所の金融機関からお受け取りください。

発行年月日	年 月 日
年 度	支 出 番 号
発 行	受 取 人 番 号
取 扱 金 融 機 関	秋田県指定金融機関 秋田銀行 県庁支店

金 額	円
-----	---

課所名
内訳等

秋田県出納長 印

様

隔地払の支払場所 秋田銀行 本店又は各支店

注意事項

- 1 受領人は、下記領収書の各項目を記入してください。
- 2 受領を委任する場合は、下記委任欄の各項目を記入してください。
- 3 受取金額が3万円以上で営業に関するものであるときは、収入印紙を貼ってください。
- 4 この通知書は、発行日後1年を経過した場合には、銀行では支払できません。

領収書 標記の金額を領収しました。 年 月 日 住 所 氏 名 印 収入印紙	(委任欄) 標記の金額の受領を 氏 名 年 月 日 住 所 氏 名 印 に委任しました。
---	---

金融機関使用欄

様式第四三十一号に備せしつて次のように加える。
備考 県税の還付に係るものにあつては、秋田県県税条例施行規則（昭和39年秋田
県規則第15号）に定める過誤納金等還付（充当）通知書（兼）口座振替済通知
書によることができる。
様式第百五十号に次のように加える。

更正通知書 3)

A4判

更正内訳票

所 年 会 更 正 番 号	属 度 計 号	
---------------------------------	------------------	--

項 番	支出命令番号	内 訳 番 号		更 正 番 号	更 正 金 額
		元	先		
合 計					

様式第四百七十六号(一)中

期 限	着工 完成	年 年 月 月
-----	----------	------------

を

工 期	自 年 月 日	至 年 月 日
-----	---------	---------

を

変更後の完成期限	年 年 月 月
----------	------------

を

変更後の工期	自 年 月 日	至 年 月 日
--------	---------	---------

を

年 月 日

様式第四百七十七号(二)中

着工年月日	年 年 月 月
-------	------------

を

工 期	自 年 月 日	至 年 月 日
-----	---------	---------

を

年 月 日

様式第四百七十七号の二(一)中

請 負 人 の 住所及び氏名	契 約 者 の 住所及び氏名
-------------------	-------------------

を

着工年月日	年 年 月 月
-------	------------

を

工 期	自 年 月 日	至 年 月 日
-----	---------	---------

様式第四百七十七号の三

着工年月日	年 年 月 月
検査年月日	年 年 月 月
完成予定年月日	年 年 月 月
契 約 額	円
出 来 形 額	円
出 来 形 比 率	%
九 分 金 額	円

工	年 年 月 月
検 査 年	年 年 月 月
契 約	年 年 月 月

工	年 年 月 月
検 査 年	年 年 月 月
契 約	年 年 月 月

			出 来 形
			九 分

期	自	年	月	日	・	至	年	月	日
月 日	年	月	日						
額									
形 額									
比 率									
金 額									

に改める。

様式第百九十一号中

期	限	着工	年	月	日	完成	年	月
---	---	----	---	---	---	----	---	---

日	を	工	期	自	年	月	日	・	至	年	月
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

日 「および」を「及び」に改める。

様式第百九十一号を次のように改める。

様式第192号 削除

様式第百九十三号中「承認する」を「承認します」に

期	限
---	---

工	年	月	日	完成	年	月	日
工	年	月	日				

年	月	日	・	至	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---	---

様式第百九十五号中「承認する」を「承認します」に

期	限
---	---

工	年	月	日	完成	年	月	日
工	年	月	日				

年	月	日	・	至	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---	---

様式第百九十六号中「通知する」を「通知します」に

期	限
---	---

工	年	月	日	完成	年	月	日
工	年	月	日				

年月日・至年月日

「とす」を「とし

す」に改める。

様式第114号に「着手しますからお届けします」を「着手しましたので、届け出

ます」に

工事着工期日

年月日

工 期

自年月日・至年月日

工 事 着 手 日

年月日

に改める。

様式第114号に「(3)中

様式第114号に

契約書の期限	着工完成	年月日	年月日
期限延長の希望年月日	着工完成	年月日	年月日
期限の延長を求め			

を

契約書の工期	自至	年月日	年月日
工期延長の希望年月日	自至	年月日	年月日
工期の延長を求め			

に改める。

様式第114号に

契約期間

を

工期

に改

様式第114号に「(3)中

出納通知	物品管理者	調 査	物品出納機関	担
出納執行				

当 者 備 考

出納執行	出 納 通 知
------	---------

--	--

を

物品出納機関	物品管理者	調	査	担

に改める。

--	--

様式第二百七十九号の次に次の様式を加える。

--	--

に改める。

物品分類換通知	調	査	物品出納機関	担
物品管理者				当

様式第二百七十六号中

分類換執行	物 品 分 類 換 通 知			担
物品出納機関	物品管理者	調	査	当

を

--	--

備考

様式第279号の2 契約内容通知書1)(第352条)

A 4 判

契約内容通知書				支出負担行為番号	
年 度	年 度	会 計			
所 属			T E L		
支 出 命 令 年 月 日	年 月 日		款 項		
予 算 種 別			目 的		
出 納			事 業		
事 業 区 分			内 訳		
再 配 当 元 所 属			節		
支 出 の 方 法			付 記		
債 務 負 担 行 為 番 号			金 額		
配 当 (再 配 当) 予 算 残 額	執 行 前				
	執 行 後				
支 出 負 担 行 為 伺 決 裁 額			契 約 の 方 法		
要 求 所 属					
契 約 の 名 称					
契 約 保 証 金					
債 権 者	債 権 者 番 号		郵 便 番 号		
	住 所				
	氏 名				
理 由					
根 拠 条 項					
契 約 年 月 日			取 得 年 月 日		
物 品 項 目	物 品 分 類		納 入 期 限	年 月 日	
品 名				単 価	
規 格 品 質				数 量	
銘 柄				単 位	
納 入 先 所 属					
年 月 日					
課 (所) 長 様			課 (所) 長		

契約内容通知書2)

A4判

契約内容通知内訳票

所 属	
支出負担行為番号	
物 品 項 目	

項番	物品分類 コ ー ド	数量	品名 規格・品質 単位	単価	合計額
納入物品合計額					

様式第二百八十号(2)中

生 産 分 処	物品管理者	調 査	物品出納機

開	現場主任者	担 当 者

生 産 分 処

出 納 機 関	出納執行	物品管理者	調 査

納 通 知

査	現場主任者	担 当 者

1234567890

様式第二百八十三号(1)中

出納執行	物品管理者	調 査	物品出納機関	担 当 者

1234567890

出納執行	出 納 通 告
------	---------

物品出納機関	物品管理者	調 査	担 当 者

知 者

登録済確認	
-------	--

1234567890

様式第二百八十四号及様式第二百八十五号中

所管換 納 通 知 出 行	物品管理者	調 査

査	物品出納機関	担 当 者	備 考

1234567890

換 通 知	備 考
査	担 当 者

1234567890

様式第二百八十七号を次のように改める。

様式第287号 物品供用簿(第359条)

A4判

年 度	年 度
所 属 名	T E L

物品供用簿

物品分類コード	品 名	登録年月日	取得事由	記番号	規格・品質		製造番号	メーカー	購入年月日	取得価格	区 分
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		
					(供用者)		供用年月日		返納年月日		

様式第一百九十号(5)を次のように改める。

備品原簿5)

A4判

年 度	年 度
所 属 名	T E L

備品原簿

物品分類コード	品 名	登録年月日	取得事由	記番号	規格・品質	製造番号	メーカー	購入年月日	取得価格	区 分
					(供用者)	(供用者)	(供用者)	返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		
					(供用者)	供用年月日		返納年月日		

様式第一百九十一号を次のように改める。
~~第291号 別添~~

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の二第二百十八号の改正規定は、同月十六日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の秋田県財務規則第二百十八条第一項及び第二百二十八条第三項の規定は、この規則の施行の日以後にこれらの規定に相当する事項を記載した契約条項を示して締結される契約に係る損害金又は利息について適用し、同日前にこの規則による改正前の秋田県財務規則第二百十八条第一項及び第二百二十八条第三項の規定に相当する事項を記載した契約条項を示して締結された契約に係る損害金又は利息については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の秋田県財務規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

秋田県印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 082-8766000
FAX 082-8766005
E-mail: matsubaransatsu.co.jp

